



スキマタイムズ



もっとお互いを理解するための場や時間を



日本自立生活センター自立支援事業所 2020年12月25日発行 第117号

明けましておめでとうございます。

昨年は、当法人としては思いがけない現場でのトラブルが発生したこともありましたが、皆様のお力とご支援のお陰で一難を越えることが出来ました。紙上から改めてお礼申し上げます。



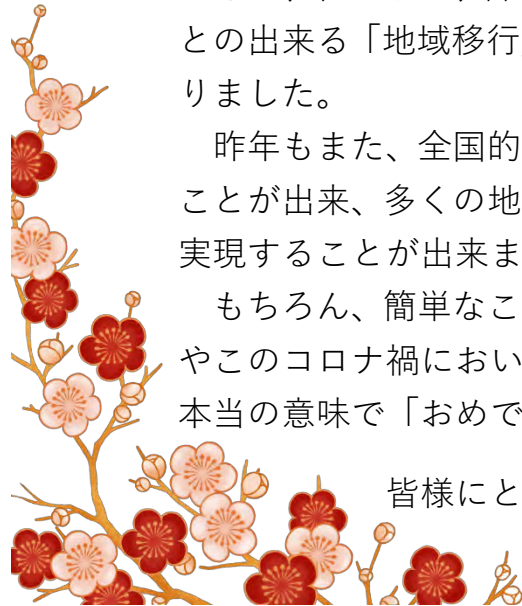
さて、私たちは、障害者が施設や病院から自立し、地域の中で安心して暮らすことの出来る「地域移行」を介助者派遣のシステムで応援することを長年やってまいりました。

昨年もまた、全国的に高まりつつある「筋ジスプロジェクト」のきっかけを作ることが出来、多くの地域で「自立生活は無理」と言われてきた人たちが地域移行を実現することが出来ました。

もちろん、簡単なことではありません。無理をすれば命取りになります。ましてやこのコロナ禍において、慎重な環境造りは欠かせません。本当の意味で「おめでとう」と言える年にしなければなりません。

皆様にとっても幸多い年でありますよう、心から念じます。

日本自立生活センター 代表 矢吹文敏



※ 居場所づくり勉強会 第64弾 ※

介助者のための 身体ワークショップ

日時 2021年2月2日(火)

14:00-16:00

場所 地域・多文化交流ネットワークサロン

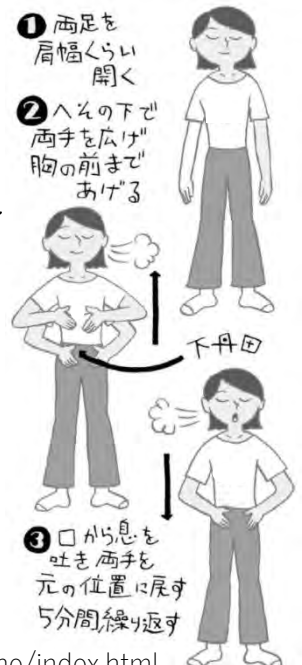
第1回「身体のケアについて (主に背中・腰)」
～腰や肩の負担軽減のために、まずは身体の調整から～

呼吸法や背中の張りなどをほぐす体操をしてみましょう。
今後、第2回「移乗や体位交換時の身体の使い方について」も企画中
動きやすい服装で、ご自由にご参加ください。

問合せ・担当：小川 拓哉 (JCIL コーディネーター)

日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：岡山・春木

TEL : 075-682-7950 E-mail : jcil-kyoto@jcil.jp URL : <http://www.jcil.jp/zygyosho/index.html>





HAPPY NEW YEAR



1	2			3		4	5
6			7			8	
9		10			11		
		12		13			
14	15			16		17	
18			19				
20		21				22	
	23				24		

JCIL クロスワード

あんまりお出かけしにくい年末年始……
 おうちでJCIL クロスワードに挑戦！全部解いたら、下の□に文字を入れてみよう～

1	2	15		7		□	ニ	1	24	13	16	17
---	---	----	--	---	--	---	---	---	----	----	----	----

縦のカギ



- この情報誌の名前
- 「千と千尋」を抜きます「○○○の刃」
- 夜空に輝く
- 自動車は四つ、車いすは二つ
- 「○○○ルーシブ教育」が大事です
- コロナでお休み中「○○○食堂」
- 九条車庫をよく使います「バス○○○」
- 介護ではなく
- 自立生活を試してみよう「○○○○室」
- フランス語で世間知らずのこと
- 満月前夜の月のこと「○○○○月」
- 2番の映画の主題歌 LiSA の「ほ○○」

横のカギ



- 冬のスポーツ。「車いす○○○」もあるよ
- 十条通りに面しています「JCIL の○○○○」
- ここぞという時の台詞「○○台詞」
- ギックリすると大変です
- 写真を撮って投稿するのは「○○スタグラム」
- 昼があってほっこり。いろんな人が使います
- うどんやラーメンなどに入れる具
- 3D ホログラムのこと「○○○○映像」
- 「○○○の白兔」
- ベッドから車いす、車いすから便座
- 意識の無いこと「○○しき」
- 相撲の掛け声「○○○○のこった」
- 今年誰もが一回は使ったかも？「○○○会議」
- 交代場所に来たけど誰もいなくて「○○ぼうけ」
- 日本中をあちこち「○○○モリ」
- ワークスで上映会がありました「○○くさ」



渡邊琢の

ちよこつと情報提供 ～重度障害者の就労中の介助制度と、来年度の訪問系サービスの動向～

1. 重度障害者の就労中の介助制度の創設について

12月19日の国際障害者年連続シンポジウムで、障害者が働く際の介護保障や合理的配慮のことで取り上げました。これまで、重度障害者は通勤も就労時も重度訪問介護を使えませんでした。少しずつ、就労中に介助を利用できる制度が整ってきています。

2020年10月より、一部自治体で「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」が開始されています。全国で、まだわずか13自治体しか始めていないようです。京都市も、まだ始まっていません。

この制度が整えば、週10時間以上働いている人（雇用されている人、自営業の人）が、多少とも介助制度を利用することができるようになります。雇用施策と福祉施策を両方使う必要があるのですが、けっこうややこしい制度ですが、京都市や、それぞれのお住まいの自治体で、この制度を開始させ、より重度障害者が働きやすい環境を整えていけたらと思います。

2. 来年度の訪問系サービスの動向

障害者福祉サービス全般の来年度の報酬改定が発表されました。0.56%の増加とのこと。ただし、訪問系サービスについては、処遇改善加算（最近の給与アップのベースとなっている介護報酬加算）がちょっと実態よりも過大になっているのではないかと財務省から指摘されているそうです。これを減らされたら、とても大変。減らされないように、要注意です。

その他、訪問系サービス事業所においても、今後、「虐待防止委員会」の設置が義務化されるようです。また知的障害者、精神障害者に対する「身体拘束禁止」も明示されるそうです。さらに、職場環境の整備として、職場における「セクシャルハラスメント」、「パワーハラスメント」の防止対策も義務化されていきます。